

警戒カテゴリー、臨地実習対応レベルについて

2021. 8. 25修正

警戒カテゴリー	定義	実習対応レベル	臨地実習内容	実習対応レベル	臨地実習内容
			(看護学科)		(臨床検査学科)
			<p>臨地実習とは、学生は実習施設において実習する。 学内実習とは、学生は大学施設内で実習する。ただし、学内と施設をビデオ会議システム等でつなぐ実習も含む。 遠隔実習とは、学生は原則、在宅からビデオ会議システム等を用いて実習する。</p>		
A (注意)	<p>感染の危険性が大幅に減少し、新型コロナウイルス感染症のワクチン・治療薬が整った場合</p>	0	<p>■実習生に対して感染対策に関する施設の指示の基、臨地実習の実施</p>	0	<p>実習生に対して感染対策に関する施設の指示の基 ■臨地実習の実施</p>
	<p>感染の危険性が大幅に減少した場合</p> <p>通学圏(愛知・岐阜・三重)の感染拡大状況において、感染経路が不明な新規感染者が減少している場合。</p>	I	<p>■施設と期間、実習内容を協議のうえ、臨地実習の実施(一部、学内実習に置き換えることもある)</p> <p>※ 臨地実習を実施する場合、当該領域から危機管理委員会に対して、大学の警戒レベルが”A”の場合は届け出をする。</p>	I	<p>実習生に対して感染対策に関する施設の指示の基 ■期間、実習内容を相談の上、施設での臨地実習の実施 (一部、学内での実習に置き換えることもある)</p>
B (警戒)	<p>感染拡大の危険性はあるものの、緊急事態宣言対象地域に指定されておらず、国や自治体からの休校要請がない場合</p>	II-①	<p>■施設と期間、実習内容を協議のうえ、臨地実習の実施(一部、学内実習に置き換えることもある)</p> <p>※ 臨地実習を実施する場合、当該領域から危機管理委員会に対して、大学の警戒レベルが”B”の場合は許可を求める。</p>	II	<p>施設との協議の上 ■期間、実習内容を相談の上、学内実習に置き換え実施(学内実習に置き換える)</p>
	<p>通学圏(愛知・岐阜・三重)の感染拡大状況において、感染経路が不明な新規感染者が増加している。当面の間、警戒が必要な場合。</p>	II-②	<p>■学内実習の実施 (一部、遠隔実習に置き換えることもある)</p>		
C (緊急事態)	<p>緊急事態宣言の場合や、国や自治体による一斉休校要請がある場合</p> <p>学内で感染者が発生した場合。(※2)</p> <p>危機管理委員会が判断した場合。</p>	III	<p>■原則遠隔実習の実施</p> <p>詳細は危機管理委員会が判断する。</p>	III	<p>施設との協議の上 ■臨地実習内容を、課題・遠隔・オンデマンドで実施(学内担当教員、施設実習担当者が担当する)詳細は危機管理委員会が判断する。</p>